

○ 刑法

* 以下各条文の括弧内の条見出しは、法文にはないが、便宜上付したものである。

第222-22条（性的攻撃）

- 1 暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害は全て，性的攻撃とする。
- 2 強姦及び他の性的攻撃は，攻撃者と被害者との関係性のいかんを問わず（攻撃者及び被害者が婚姻関係にある場合を含む。），本節に規定する状況下で被害者に実行された場合に構成される。
- 3 フランス国民又は共和国領土内に通常居住する者が，外国において，未成年者に対し，性的攻撃を実行した場合，第113-6条第2項の規定にかかわらず，フランス刑罰法規を適用し，第113-8第2文は適用されない。

第222-22-1条（強制・不意打ち）

- 1 第222-22条第1項に規定する強制は，身体的強制か精神的強制かを問わない。
- 2 犯罪が未成年者に対して実行された場合においては，被害者と犯人との間の年齢差，犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限を考慮し，本条第1項に規定する精神的強制又は第222-22条第1項に規定する不意打ちの存在が認定され得る。この場合における事実上の権限は，未成年の被害者と犯人との有意な年齢差によって形成され得る。
- 3 犯罪が15歳未満の未成年者に対して実行された場合において，精神的強制又は不意打ちは，これらの行為に関する是非弁別能力を有しない被害者の脆弱さにつけ込むことによって形成される。

第222-22-2条（性的攻撃：第三者による性的侵害の場合）

- 1 暴行，脅迫又は不意打ちによって，第三者による性的侵害を被ることを強制する行為もまた，性的攻撃とする。
- 2 前項の行為は，被らせた性的侵害の性質及びその状況に従い，第222-23条ないし第22-30条に規定する刑と同一の刑に処する。
- 3 本条に掲げる軽罪の未遂は，既遂の場合と同一の刑に処する。

第222-23条（強姦）

- 1 他人又は犯人の身体に対し，暴行，強制，脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入行為は全て，性質のいかんを問わず，強姦とする。
- 2 強姦は，15年の拘禁刑に処する。

第222-24条（加重的強姦）

強姦は，次に掲げる場合，20年の拘禁刑に処する。

- 一 身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらしたとき
- 二 15歳未満の者に対して実行したとき
- 三 年齢，疾病，身体障害，身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 三の2 経済的又は社会的地位が不安定であるため著しく脆弱又は依存した状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 四 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 五 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 六 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 七 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 八 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 九 削除
- 十 他の被害者に対する1件または数件の他の強姦と競合して実行したとき
- 十一 被害者の配偶者若しくは内縁の夫若しくは妻又は民事連帯協約により被害者の相方となった者が実行したとき
- 十二 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき
- 十三 売春行為に従事する者（臨時に売春する場合を含む。）に対し，売春時に実行したとき
- 十四 犯時，未成年者がその場に居合わせ，かつ犯罪を目撃した場合
- 十五 被害者に対し，その是非弁別能力又は行動制御能力を減退させ，犯罪の実行を気付かれないようにするための物質を服用させたとき

第222-25条（強姦致死）

- 1 強姦によって被害者を死亡させた場合、30年の拘禁刑に処する。
- 2 保安期間に関する第132-23条第1項及び第2項は、本罪に適用する。

第222-26条（拷問・野蛮行為を伴う強姦）

- 1 強姦の実行行為の前後又は最中に拷問又は野蛮行為を行った場合、無期拘禁刑に処する。
- 2 保安期間に関する第132-23条第1項及び第2項は、本罪に適用する。

第222-27条（強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑に処する。

第222-28条（加重的性的攻撃）

第222-27条に定める犯罪は、次に掲げる場合、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑に処する。

- 一 傷害、障害又は8日間を超える就労不能状態をもたらしたとき
- 二 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 三 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 五 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 六 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 七 被害者の配偶者若しくは内縁の夫若しくは妻又は民事連帯協約により被害者の相手となった者が実行したとき
- 八 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき
- 九 売春行為に従事する者（臨時に売春する場合を含む。）に対し、売春時に実行したとき
- 十 犯時、未成年者がその場に居合わせ、かつ犯罪を目撃した場合
- 十一 被害者に対し、その是非弁別能力又は行動制御能力を減退させ、犯罪の実行を気付かれないようにするための物質を服用させたとき

第222-29条（弱者に対する強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥、妊娠又は経済的若しくは社会的地位の不安定さによって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行した場合、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑に処する。

第 222-29-1条（未成年者に対する強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、15歳未満の者に対して実行した場合、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑に処する。

第222-30条（弱者に対する加重性的攻撃）

第222-29条に定める犯罪は、次に掲げる場合、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑に処する。

- 一 傷害又は障害をもたらしたとき
- 二 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 三 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 五 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 六 削除
- 七 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき
- 八 被害者に対し、その是非弁別能力又は行動制御能力を減退させ、犯罪の実行を気付かれないようにするための物質を服用させたとき

第222-30-1条（強姦等の実行のために物質を服用させる行為）

- 1 強姦又は性的攻撃を実行するため、被害者に対し、その是非弁別能力又は行動制御能力を減退させ、犯罪の実行を気付かれないようにするための物質を服用させた者は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑に処する。
- 2 前項に規定する行為が、15歳未満の未成年者又は著しく脆弱な状態にある者に対してなされた場合、7年の拘禁刑又は10万ユーロの罰金刑に処する。

第222-31条（未遂罪）

第222-27条ないし第222-30-1条に規定する軽罪の未遂は，既遂と同一の刑に処する。

第222-31-1条（近親相姦）

強姦及び性的攻撃は，次に掲げる者によって実行された場合，近親相姦とする

- 一 尊属
- 二 兄弟姉妹，叔父，叔母，甥，姪
- 三 前2号に掲げる者の配偶者若しくは内縁関係にある者又は前2号に掲げる者と民事連帯協約により相方となった者であって，被害者に対し法律上又は事実上の権限を有する者

第222-31-2条（近親相姦の場合の親権の剥奪等）

- 1 近親相姦の性質を有する強姦又は性的攻撃が，未成年者に対し，その親権を有する者によって実行された場合，判決裁判所は，民法第378条及び第379-1条の適用により，同親権の全部又は一部の剥奪について宣告しなければならない。
- 2 前項の場合，判決裁判所は，被害者の未成年兄弟姉妹に対する親権の剥奪に関してもまた，裁定することができる。
- 3 前第1項において，重罪院に訴追が係属した場合，重罪院は，陪審員の同席なしに，前記裁定をする。

第222-33条（セクシャル・ハラスメント）

I-1 性的若しくは性差別的な意味を含む発言又は言動であって，品位を落とし若しくは侮辱的なものであるが故に人の尊厳を害するもの，又は人に対して威圧的，敵対的，若しくは侮辱的な状況を作成するものを反復してする行為をセクシャル・ハラスメントとする。

I-2 次に掲げる場合も，セクシャル・ハラスメントとする。

- 一 これらの発言又は言動が，同一被害者に対し，共謀の上，又は1人の扇動により，複数人によってなされた場合。各々では反復してなされなかった場合も，同様とする。
- 二 これらの発言又は言動が，同一被害者に対し，既に反復してなされていることを把握している複数人によって，引き続きなされた場合。共謀がない場合も，同様とする。

II 自己若しくは第三者のため，実質的に若しくは明らかに，性的行為を行うことを目

的としてなされた重大な圧力を行使する行為は、すべてセクシャル・ハラスメントとみなす。かかる行為が反復してなされなかった場合も、同様とする。

Ⅲ-1 第Ⅰ項及び第Ⅱ項に定める行為は、2年以下の拘禁刑及び3万ユーロ以下の罰金刑に処する。

Ⅲ-2 これらの行為は、次に掲げる場合、3年以下の拘禁刑及び4万5000ユーロ以下の罰金刑に処する。

- 一 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 二 15歳未満の未成年者に対して実行したとき
- 三 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 四 経済的又は社会的地位が不安定であるため著しく脆弱又は依存した状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 五 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 六 オンラインの公共通信サービスを使用したとき、又は、デジタル媒体又は電子媒体を介して行ったとき
- 七 犯時、未成年者がその場に居合わせ、かつ犯罪を目撃した場合
- 八 尊属者又は被害者に対して法律上又は事実上の権限を有する全ての者が実行したとき

第227-25条（未成年者に対する性的侵害）

強姦又は全ての性的攻撃に該当する場合を除き、成人が15歳未満の未成年者に対し性的侵害を行う行為は、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑に処する。

第227-26条（尊属等による未成年者に対する性的侵害）

第227-25条に定める犯罪は、次に掲げる場合、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑に処する。

- 一 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 二 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 三 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 四 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき

五 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

第227-27条（15歳以上の未成年者に対する性的侵害）

暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴わない，15歳以上の未成年者に対する性的侵害は，次に掲げる場合，3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑に処する。

- 一 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 二 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき

第227-27-2条（未遂罪）

第227-25条，第227-26条及び第227-27条に規定する軽罪の未遂は，既遂と同一の刑に処する。

第227-27-2-1条（近親相姦）

第227-25条ないし第227-27条に規定する犯罪は，次に掲げる者が未成年者に対して実行した場合，近親相姦とする

- 一 尊属
- 二 兄弟姉妹，叔父，叔母，甥，姪
- 三 前2号に掲げる者の配偶者若しくは内縁関係にある者又は前2号に掲げる者と民事連帯協約により相方となった者であって，被害者に対し法律上又は事実上の権限を有する者

第227-27-3条（未成年者に対する近親間の姦淫等）

- 1 未成年者に対する親権を有する者が当該未成年者に対し近親相姦の性質を有する性的侵害を実行した場合，判決裁判所は，民法第378条及び第379-1条の適用により，同親権の全部又は一部の剥奪について宣告しなければならない。
- 2 前項の場合，判決裁判所は，被害者の未成年兄弟姉妹に対する親権の剥奪に関しても，裁定することができる。
- 3 前第1項において，重罪院に訴追が係属した場合，重罪院は，陪審員の同席なしに，前記裁定をする。

○ 刑事訴訟法

第7条第1項

重罪に関する公訴権は、その重罪が犯された日から起算して満20年を経過したときに時効によって消滅する。

第7条第3項

本法典第706-47条に掲げる重罪（※）が未成年者に対して実行された場合、公訴権の時効期間は満30年とし、かつ、当該未成年被害者が成人に達した時から進行を開始する。

※ 第706-47条（対象犯罪）

本編の規定は、刑法典第222-23条ないし第222-26条に規定する強姦の重罪（第3号）、第222-27条ないし第222-31-1条に規定する性的攻撃の軽罪（第4号）、第227-25条ないし第227-27条に規定する性的侵害の軽罪（第13号）等の各罪に関する訴訟手続に適用される。

第8条第1項

軽罪に関する公訴権は、その軽罪が犯された日から起算して満6年を経過したときに、時効によって消滅する。

第8条第2項

本法典第706-47条に掲げる軽罪が未成年者に対して実行された場合、刑法第222-29-1条及び第227-26条に規定する場合を除き、公訴権の時効期間は満10年とし、かつ、当該未成年被害者が成人に達した時から進行を開始する。